

子ども若者支援課
子ども家庭支援センター

港区こどもまんなか宣言ポイント付与事業の実施について

「港区こどもまんなか宣言」を、すべての子どもや子育て世帯に確実に周知するとともに、進級や進学のと期に係る子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、さらに「みなトクP A Y」アプリの利用促進を通じて、区内消費の促進による地域経済の活性化を推進するため、0歳から18歳までの子ども一人につき3万円分の「みなトクP A Y（ポイント）」を付与します。

1 背景

区は、社会全体で子どもの人権を守り、「すべての子どもが幸せを実感できる国際都市・港区」を目指し、「港区こどもまんなか宣言」（令和7年9月1日付）をふまえ、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間において、港区版地域通貨アプリ「みなトクP A Y」ポイントアップキャンペーンを実施するなど、世代を問わず、すべての区民に向けて広く周知啓発に取り組めます。

「みなトクP A Y」アプリには、イベント情報の発信に加え、利用者の意向も伺えるアンケート機能を有しており、子育て世帯の更なる利用を促すことは、今後の子育て支援施策に役立てることが期待できます。

一方で、区の「令和5年度子育てしやすい環境の充実に向けた調査研究」の結果では、子育ての悩みで最も多い回答は経済的負担が重いことでした。特に進級や進学のと期は経済的負担が増加することに着目する必要があります。

これらの背景を踏まえ、「港区こどもまんなか宣言」の周知啓発の強化、「みなトクP A Y」アプリの利用促進、地域経済の活性化及び子育て家庭の経済的な支援について、総合的な取組が必要です。

2 目的と期待する効果

本事業は、「港区こどもまんなか宣言」の周知啓発の強化、地域通貨の利用促進及び地域経済の活性化、子育て家庭の経済的な支援を目的として実施するものです。

「港区こどもまんなか宣言」は「みなトクP A Y」アプリを活用し、広く周知啓発することで、児童虐待防止等に関する取組や認識を広く認知し、すべての子どもの人権を守り、社会全体で子どもを健やかに育む機運を高めます。

また、令和7年7月から実施している「みなトクP A Y」アプリを活用することで、アプリの利用を促進するとともに、地域イベントの情報発信や当事者の意見の把握など、子育て施策等への活用が期待できます。さらに、本事業を通じて、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、区内消費を喚起し、地域経済の活性化が推進されます。

3 概要

(1) 内容

0歳から18歳までの子どもを対象に、一人につき3万円分の「みなトクPAY(ポイント)」を付与します。

対象者へポイントチャージ用の二次元コードを送付する際、「港区こどもまんなか宣言」などに関するメッセージを同封します。

(2) 対象要件及び対象者数(想定)

ア 対象要件

平成19年4月2日から令和8年4月1日までの間に生まれた子どものうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 令和7年11月1日を基準日とし、港区に住民登録がある子ども

(イ) 令和7年11月2日から令和8年4月1日までの間に生まれた港区に住民登録がある子ども

(ウ) 令和8年4月1日までに港区へ転入した住民登録がある子ども

イ 対象者数

約47,000人

(3) 付与するポイント及び利用期間

ア 付与するポイント

子ども一人につき30,000円分のポイント

イ 利用期間

令和8年1月から6月まで

4 事業規模

1,565,407千円(債務負担行為額を含む。)

(内訳)

ア みなトクPAY(ポイント) 1,422,480千円

イ 事務費(システム利用、コールセンター運営等) 142,927千円

5 実施方法

港区版デジタル地域通貨「みなトクPAY」を運営する港区商店街振興組合連合会へ業務を委託します。

6 今後のスケジュール(予定)

令和7年10月 令和7年第3回港区議会定例会(補正予算案の提出)

12月 対象者あて通知

令和8年 1月~6月末 みなトクPAY(ポイント)利用期間